

鹿沼市堆肥化センター発酵装置等機械選定に関する簡易公募型プロポーザルの実施について、次のとおり告示する。

令和8年4月10日

鹿沼市長 松井 正一

1 事業概要

(1) 事業名称

鹿沼市堆肥化センター発酵装置等機械選定プロポーザル

(2) 対象機器

発酵装置及び脱臭装置

(3) 提案システム

本プロポーザルでは、一次発酵施設と二次発酵施設の堆肥製造システムを提案してもらうものである。

システムの提案にあたっては、1日あたりの家畜排せつ物の搬入量36.4tと必要量の副資材が投入可能であることと一次発酵槽における作業期間は20日間程度であることとする。ただし、搬入する家畜排せつ物等は、粉碎もみがら、植繊木くず、戻し堆肥を副資材とし、水分量を70%未満に調整させるものとする。

2 参加資格

(1) 次の要件をすべて満たす企業とする。

ア 本業務を遂行するために必要な資格、業務経験を有する者を従事させることができること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 国税・県税（納期末到来のものを除く）に滞納額のない者であること。

(ア) 国税…法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、所得税

(イ) 県税…法人事業税、法人県民税、個人事業税（支店等に委任する場合は、その所在地の県税とする）

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者ではないこと。ただし、同申立をした者であって、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者は、この限りではない。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者であるほか、暴力団や暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

3 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務遂行力について、履行能力・業務実績等を総合的に評価する。
- (2) 企画提案について総合的に評価する。

4 手続等

- (1) 担当部局 提出先及びこの公告全般に関すること

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

鹿沼市 経済部 農政課 農政係

TEL 0289(63)2191 FAX 0289(63)2189

E-mail : nousei@city.kanuma.lg.jp

- (2) プロポーザル参加表明にかかる関係資料の配布期間及び場所

ア 交付方法 : 下記交付場所及び鹿沼市経済部農政課ホームページからの入手を可能とする。

イ 交付期間 : 令和8年4月10日(金)から5月20日(水)

土曜日・日曜日及び祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで。

ウ 交付場所 : 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

鹿沼市 経済部 農政課 農政係

TEL 0289(63)2191 FAX 0289(63)2189

- (3) 参加表明書の提出期限及び方法

- ・令和8年4月24日(金)午後5時まで。

- ・提出場所は上記4(1)に同じとし、メールによる。

- (4) 技術提案書提出要請者の決定及び通知(第一次審査)

ア 市長は、参加資格を認めた者のうちから、鹿沼市堆肥化センター発酵装置等機械選定委員会(以下「選定委員会」という。)の選考を経て、技術提案書の提出を要請する者を決定する。

イ 市長は、アの決定を受けた者に対し、技術提案書の提出を要請するものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、メールによりその旨を通知する。

- (5) 技術提案書の提出期限及び方法及び通知(第二次審査)

- ・令和8年5月13日(水)午後5時まで。

- ・提出場所は上記4(1)に同じとし、持参又は郵送による。

- (6) 第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者については、第二次審査において審査委員会が技術提案書の審査を実施し、最も適した候補者を特定する。

6 その他

- (1) 特定された場合であっても、本プロポーザルに関する契約締結は行わない。

- (2) 特定された場合は、今後発注する鹿沼市堆肥化センターに関する工事の図面に特定者及び器具型番等を記載する。

- (3) 詳細は「鹿沼市堆肥化センター発酵装置等機械選定簡易公募型プロポーザル実施要領」による。